

「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」の策定について

教育部指導課

1 経緯

- 平成 25 年 9 月 いじめ防止対策推進法（以下、法） 施行
- 平成 26 年 7 月 法 12 条に基づき、「武蔵野市いじめ防止基本方針」策定
 - ※ 本市では、子どもたちの言葉を生かした方針を作成することが未然防止には有効であるという視点にたち、各学校で作成したいじめ防止の標語等を集約し、市のいじめ防止基本方針に盛り込む。
 - ⇒ いじめ問題を風化させず、常に子どもたちが意識していくことができるよう、いじめ防止に関する各学校の活動から出てきた意見や考えを募り、「子どもたちの願い」を併記。これまで、「子どもたちの願い」は、平成 28 年 5 月と平成 31 年 4 月に 2 回改訂。
- 平成 29 年 3 月 法 附則第 2 条第 1 項に基づく（国の基本方針）の改定
 - ※ 文部科学省は、「いじめ防止対策協議会」等における検討を踏まえ、「いじめの防止等のための基本的な方針」（国の基本方針）を改定し、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定。

本市において、これまで重大事態等の深刻ないじめ問題は発生していない状況だが、冷やかしやからかい等のいじめの件数は、年々増加傾向にある。これは、各学校が、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめは誰にでもどこにでも起こりうることを認識し、早期発見、早期対応により解決を図っているためだと考える。

2 具体的方策について

本市におけるいじめ防止対策をより一層推進させるとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応をより実効性の高いものとし、重大事態が万が一発生した場合に迅速な対応を行う観点から、本市の基本方針を具現化する具体的方策を定める。策定を通して、いじめ防止に向けて法的な根拠や学校、市教育委員会が行う様々な取組の位置付け、また、具体的にどのような対応を行っていくのかを明確にする。

令和 3 年 6 月に毎年実施している保護者や地域、警察、児童相談所、市長関係部局等をメンバーとする「いじめ問題関係者連絡会議」で具体的方策案の骨子を説明し、意見を聴取した。その後、令和 4 年 1 月定例教育委員会で「具体的方策（案）」について協議を行い、令和 4 年 2 月に策定した。

- 国、東京都のいじめ防止基本方針を基に作成
- 子どもをいじめから守る具体的方策を明記
- 重大事態への対処を明記

■ 項目は以下のとおり

- 第 1 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項
 - いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - いじめの定義
 - いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - いじめの防止等のために市が実施する施策
 - いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策
 - 重大事態への対処
- 第 3 その他